

意見案第3号

北方領土問題の解決促進等を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、戦後残された最大の国家課題であり、国民の長年にわたる悲願である。

しかし、戦後80年の節目の年を迎えた今もなお、北方領土は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題を解決し平和条約を締結することは、両国間の関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものである。

父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に7割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も89歳を超えるなど高齢化が進んでいることから、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

そのような中、ロシアによるウクライナ侵略によって日ロ関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは難しい状況が続いている。

よって、国においては、北方領土の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、領土問題を解決して平和条約を締結するという基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民世論のさらなる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育の充実をはじめ青少年対策の一層の強化や内閣総理大臣による北方領土視察の実現、啓発施設の充実など返還要求運動を一層推進すること。
- 2 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。
- 3 元島民とその後継者にとって四島の地に立つことができる唯一の機会である四島交流等事業の一日も早い再開に向け、日ロ政府間での協議が進展するよう取り組むこと。
また、元島民の高齢化を踏まえた航空機墓参の恒常化、希望する四島内の墓地等への確実な訪問、墓地調査及び標柱等の修復、保全や墓地周辺環境整備を行うこと。
- 4 平和条約の締結に向けた重要な一歩となり得る共同経済活動の協議を継続するとともに、特惠制度による国内及び第三国の企業等から北方四島への投資などが行われないうよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 伊藤 条 一